

利根沼田家保だより2026



利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課
 (利根沼田家畜保健衛生所)
 〒378-0031 沼田市薄根町 4412
 電話 0278-24-3888



● 「定期報告書」提出のお願い

期限迫る！

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての方は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。未提出の方は期限内の報告をお願いします。

令和 6 年度から定期報告等の手続きが電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス (eMAFF) を利用した手続きも可能となりました。

至急

提出期限：令和8年3月25日

※未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、家畜伝染病が発生し、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となります。

●高病原性鳥インフルエンザの発生状況と対策徹底について



【今シーズンの発生状況】

養鶏場における高病原性鳥インフルエンザは、現在までに14道県21事例発生し、約506万羽が殺処分されました。関東地方では、千葉県、埼玉県、茨城県において発生が確認されています。

【野鳥の北帰行が本格化しています】

現在、渡り鳥の北帰行が本格化しています。多数の渡り鳥が移動することで農場にウイルスが持ち込まれるリスクが非常に高くなります。関東では現在最もリスクが高い時期にあり、5月頃までは最大限の警戒が必要です。ウイルスの侵入・持ち込み防止対策を引き続き実施してください。



【野生動物の侵入によるリスク】

今シーズンの発生農場では、イタチの食害を受けた数日後に鳥インフルエンザの感染が確認された事例がありました。このことから、ウイルスの侵入経路の一つとして、野生動物の関与も疑われます。畜舎の壁や防鳥ネット、金網の点検は定期的に行い、破損や隙間がある場合は速やかに修繕をお願いします。



人・物・車両による持ち込み防止対策

- 手指や車両の消毒
- 家きん舎ごとの専用長靴の使用
- 交差のない動線



野生動物の侵入・誘因防止対策

- 畜舎の壁、防鳥ネットの修繕
- 死体、廃棄卵の適切な処理
- こぼれ餌の除去



●県内での豚熱連続発生を受けての対策の再確認について



10月に続き、2月にも前橋市で県内15例目の豚熱発生がありました。周辺では、直近に豚熱陽性イノシシが確認されています。また、今までの発生でも複数の問題点が指摘されており、その程度によっては、手当金が大幅に減額される可能性があります。豚熱対策の再確認をお願いします。

1. 豚熱ワクチンの適切な接種について

問題点



- 1. 飼養頭数について不適切な報告
→必要量を超えるワクチンを受領
- 2. 離乳前後で許可なく2回接種

推奨される対策



- 1. 母豚の免疫付与状況を把握
- 2. 適切な用法・用量で接種を実施

2. 野生動物侵入防止対策（豚舎）

問題点



- 分娩舎等において老朽化に伴う壁の破損等が散見
→ネズミ等の小動物が侵入した可能性が疑われた

推奨される対策



- 1. ネズミ駆除の殺鼠剤
粘着シート等の設置
- 2. 畜舎壁等の点検・修繕

3. 野生動物侵入防止対策（畜舎周囲：防護壁、柵等）

問題点



- 農場周囲には防護壁が設置されていたが修繕不足
→電柱の支線、壁の下側の隙間を利用して野生動物が侵入可能

推奨される対策



- 1. 農場周囲に防護壁を設置することは、野生動物の侵入防止や雨水の流入を防止する上で有効
- 2. 防護壁周囲に排水溝を設置することも雨水対策として重要
※野生動物が侵入の助けになるツルや樹木の枝等は適宜除去

4. 野生イノシシ対策（緩衝帯整備）

問題点



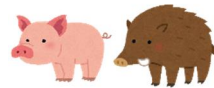
- 農場周辺では、豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されており、近くの又タ場にもイノシシの足跡を確認
→農場周辺に相当数が生息しており、その中に豚熱が浸潤している可能性大

推奨される対策



- 関係者と協力しながら、農場に野生イノシシを近づけないための対策の検討・実施（農場周辺の草刈り・木々の伐採といった緩衝帯の設置、防護柵・電気柵の設置等）

●野生イノシシの豚熱検査状況と対策の徹底



令和7年4月1日～令和8年3月5日の、野生イノシシの豚熱検査頭数と陽性頭数は下表のとおりです。春は、子どもが生まれ個体数が増加すること、初感染の個体ではウイルスが激増すること、タケノコなどのエサを求めて広範囲を移動することから、野生イノシシによる農場へのウイルス侵入リスクが高まります。また、雪解け水や雨により川の水量が増加し、ウイルスを含んだ水が農場に流入するリスクもあります。飼養衛生管理の徹底、雨水の流入防止対策をお願いします。

捕獲地域	検査頭数（頭）	陽性頭数
利根沼田 (沼田市18、片品村68、みなかみ町11)	97	7 (沼田市1、片品村6、みなかみ町0)
中部	220	24
西部	378	9
吾妻	498	50
東部	343	5

●韓国で発生しているアフリカ豚熱について

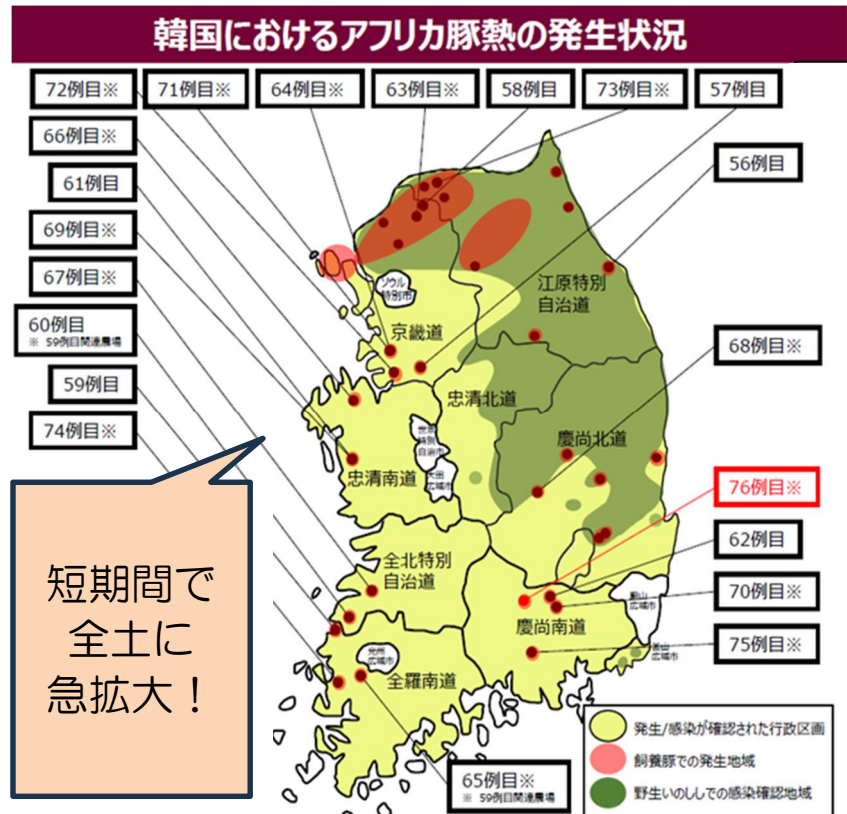


2026年3月現在、韓国でアフリカ豚熱（ASF）の感染が急速に広がっています。今年1月に最初の感染が確認されてから、わずか1ヶ月弱で20カ所の養豚場に拡大しました。例年の発生頻度を大きく上回る「**非常事態**」です。ウイルスが野生イノシシを介して韓国全土に定着した可能性が指摘されています。

国内にいつ侵入してもおかしくない状況のため、警戒が必要です。

下記要因により韓国での感染拡大は続いていることから、特に農場内には、**関係者以外**の入場を厳格に管理すること、**肉製品の持ち込み禁止の徹底**が重要です。

豚熱対策同様、日頃からの飼養衛生管理基準を遵守し、ウイルス侵入防止対策を講じ続けることにより万一の発生に備えましょう。



韓国で急拡大した要因

1. 感染した野生イノシシの移動

約 4,300 頭の野生イノシシがアフリカ豚熱に感染し、大規模な駆除活動も追いついておらず、養豚場周辺の環境や車両を感染イノシシの唾液や排泄物に含まれたウイルスで汚染。

2. 大規模な人の移動

1月末の「旧正月」に伴う人の移動が、ウイルスの拡散を助長した可能性。

3. 汚染された食品の移動

ウイルスは生存力が極めて高く、冷凍肉の中では数ヶ月、加工品の中でも長期間生存。

●韓国で発生している口蹄疫について



令和8年1月、2月と立て続けに、韓国の牛農場において、口蹄疫の発生が確認されました。日本国内の過去の発生の前には、韓国で発生していたことから、我が国に侵入するリスクが極めて高い状況です。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！

- ✓看板等の設置で関係者以外の立ち入りを制限しましょう。
- ✓農場に入る際は専用の靴・衣服を着用し、出入りする車両の洗浄、消毒に努めてください。
- ✓畜舎の出入口に専用の長靴と踏み込み消毒槽を設置し、畜舎周辺の作業動線上に石灰散布する等、消毒に努めてください。
- ✓異常の早期発見、早期通報に努めてください。

※逆性石鹼（パコマ、アストップ、クリアキル）単独では口蹄疫ウイルスにほとんど効果がありません。逆性石鹼に石灰、水酸化カルシウム等を混ぜて利用するか、塩素系（ビルコン等）、アルデヒド系（グルタプラス等）の利用をご検討ください。

口蹄疫の典型的症状（泡沫性の流涎、口腔内、舌、鼻部、乳頭、蹄のびらん、潰瘍）



出典：宮崎県

●1月 集乳車等による牛ウイルス性下痢（BVD）検査結果



BVD 対策として、県央クーラーステーションの集乳車や農場のバルク乳による検査を定期的実施しています。今年度1月の検査では利根沼田管内からBVD ウイルスは検出されませんでした。今後も本病のまん延防止のため、半年に1回の間隔で検査を継続していく予定です。



●浅間家畜育成牧場では毎月入牧を行っています



浅間家畜育成牧場では、令和6年度から入退牧を毎月実施し、受け入れ頭数を増やしています。ぜひご利用をよろしくお願いします。

入牧を検討されている場合は、令和8年度入牧希望頭数把握のため、別添の「浅間家畜育成牧場預託希望頭数調査」に、現時点での入牧月毎の予定頭数（今後変更になってもかまいません）を記入のうえ、利根沼田家畜保健衛生所あてに提出をお願いします。詳細については「入牧から退牧までの流れ」を確認ください。



●家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について



令和8年度の対象地域は、川場村、沼田市（旧利根町）です。日程などの詳細は改めてお知らせします。

（ア）検査の種類：ヨーネ病

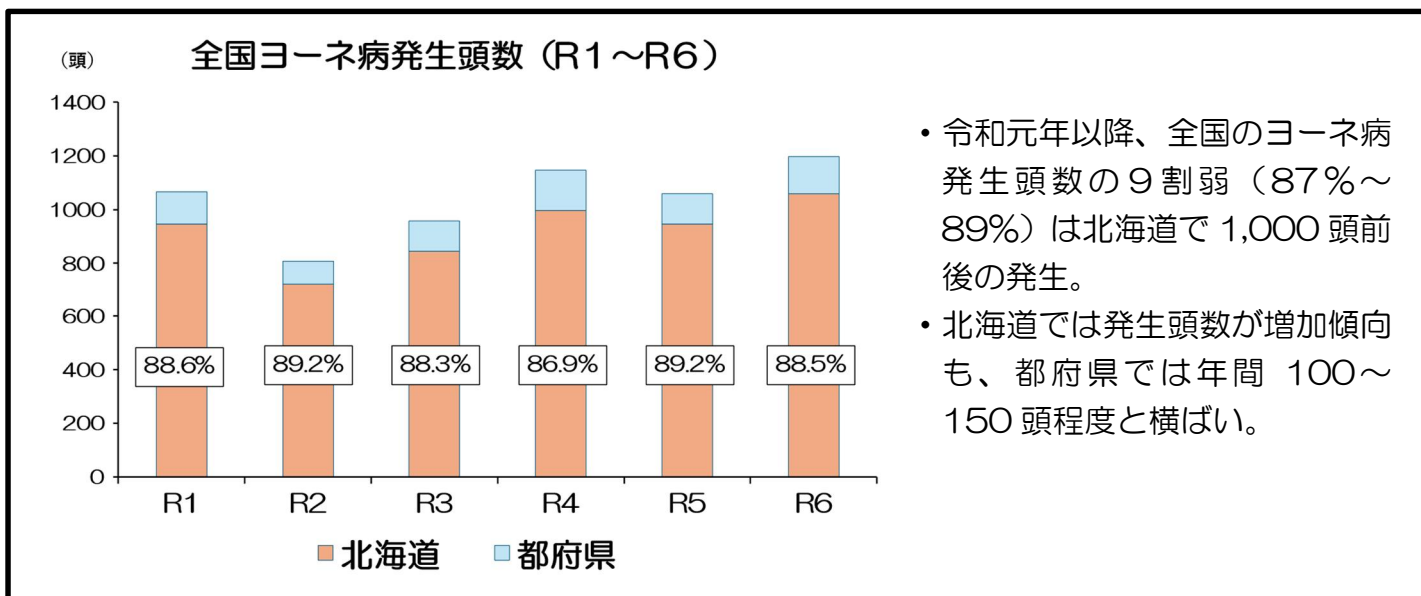
（イ）対象月齢：6か月齢以上（乳用牛と肉用繁殖牛）

（ウ）検査料金：1頭あたり700円

●県外導入牛の着地検査でヨーネ病が摘発されています



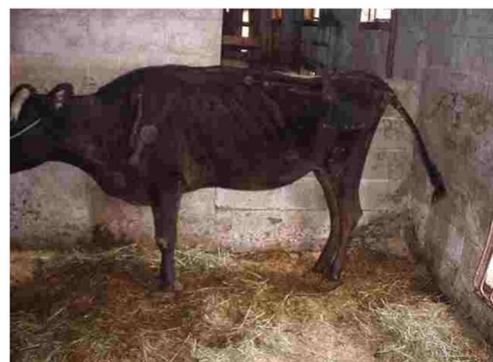
全ての牛飼養者は、**県外**導入牛の導入時（県外預託牧場からの退牧を含む）には、ヨーネ病の検査が必須となっています。利根沼田管内でも毎年、北海道導入牛の着地検査で患畜が摘発されていますので、農場にヨーネ病を持ち込まないために、県外からの導入・退牧の際には必ず検査をお願いします。



導入予定が決まりましたら、利根沼田家畜保健衛生所まで早めにご連絡ください。
検査料：1頭あたり1,290円（ヨーネ病遺伝子検査）

【ヨーネ病とは？】

- 細菌（ヨーネ菌）が原因となる反すう動物の疾病
- 長い潜伏期間の後に、慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等により生産性を著しく低下させる
- 治療方法やワクチンはなく、定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が義務
- 患畜は家畜伝染病予防法第17条に基づく殺処分の対象



【下痢により消瘦した牛】

（出典：動物衛生研究部門）

●堆肥化作業における臭気発生に配慮しましょう



堆肥化処理は、雑草種子や病原菌の不活化、悪臭物質の分解により、衛生的な良質堆肥の生産のために重要な作業です。しかし、堆肥化処理にともない発生する臭気は、畜産業に起因する悪臭苦情の主な原因のひとつとなっています。

発生する臭気が、周辺住民からの苦情の原因とならないよう、以下の点に配慮しながら良質な堆肥生産に努めていきましょう。

【地域に受入れられる良質な堆肥生産に向けて】

ポイント

作業時は天候や時間帯を考慮

天気のよい昼間の時間帯には、発生した臭気が周辺に留まりにくくなります。

ポイント

堆肥化前にしっかりと水分調整

生糞におが粉等の副資材を混合し、水分量を下げて通気性を保つと好気的な発酵が進み、悪臭が発生しにくくなります。

注意

「特殊肥料」の届出

生産した堆肥を他者に販売する場合は、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、県知事への届け出が必要です。

ヒント

令和7年度「畜産環境保全のしおり」

畜産環境問題の現状や対策に関する資料を作成しました。畜産業を安定的に営むため、地域と調和した畜産業を目指しましょう。

関連リンク：<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/693222.pdf>



関連リンク

●検査手数料等の支払方法が変わります

令和9年9月末で群馬県証紙の販売が終了し、令和10年3月末で使用ができなくなります。県証紙の販売・利用が順次終了することに伴い、検査料等の支払方法が変わりますが、家畜保健衛生所の検査料等については、現在検討中です。支払方法が決定いたしましたらお知らせします。

販売終了

令和9年9月末日(予定)

使用期限

令和10年3月末日(予定)

未使用証紙の**買戻し**は、

販売終了後、数年間

●別添文書をご確認ください

- ・韓国口蹄疫リーフレット（牛、豚飼養者、関係者のみ）
- ・入牧から退牧までの流れ（乳用牛飼養者、関係者のみ）
- ・浅間家畜育成牧場 預託希望頭数調査（乳用牛飼養者、関係者のみ）

◆既に廃業された方に本日よりが届きましたら、お手数ですが当所までご一報下さい◆

利根沼田家畜保健衛生所

〒378-0031 沼田市薄根町4412

TEL 0278-24-3888 FAX 0278-24-3889

(夜間・休日の電話は転送されます。)